

## 参考資料

1. 諮問と答申
2. 策定体制
3. 策定経過
4. 用語の解説

# 1. 諮問と答申

第2次都市計画マスタープランを策定するにあたり、狭山市都市計画審議会へ次のように諮問し答申をいただいています。

## 諮 問

狭 都 発 第 2 0 2 号  
令和2年11月12日

狭山市都市計画審議会  
会長 鳥山 千尋 様

狭山市長 小谷野 剛

第2次狭山市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、別添のとおり案を策定したので、狭山市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

# 答 申

狭 都 審 発 第 6 号  
令和2年11月12日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市都市計画審議会  
会長 鳥 山 千 尋

第2次狭山市都市計画マスタープランについて（答申）

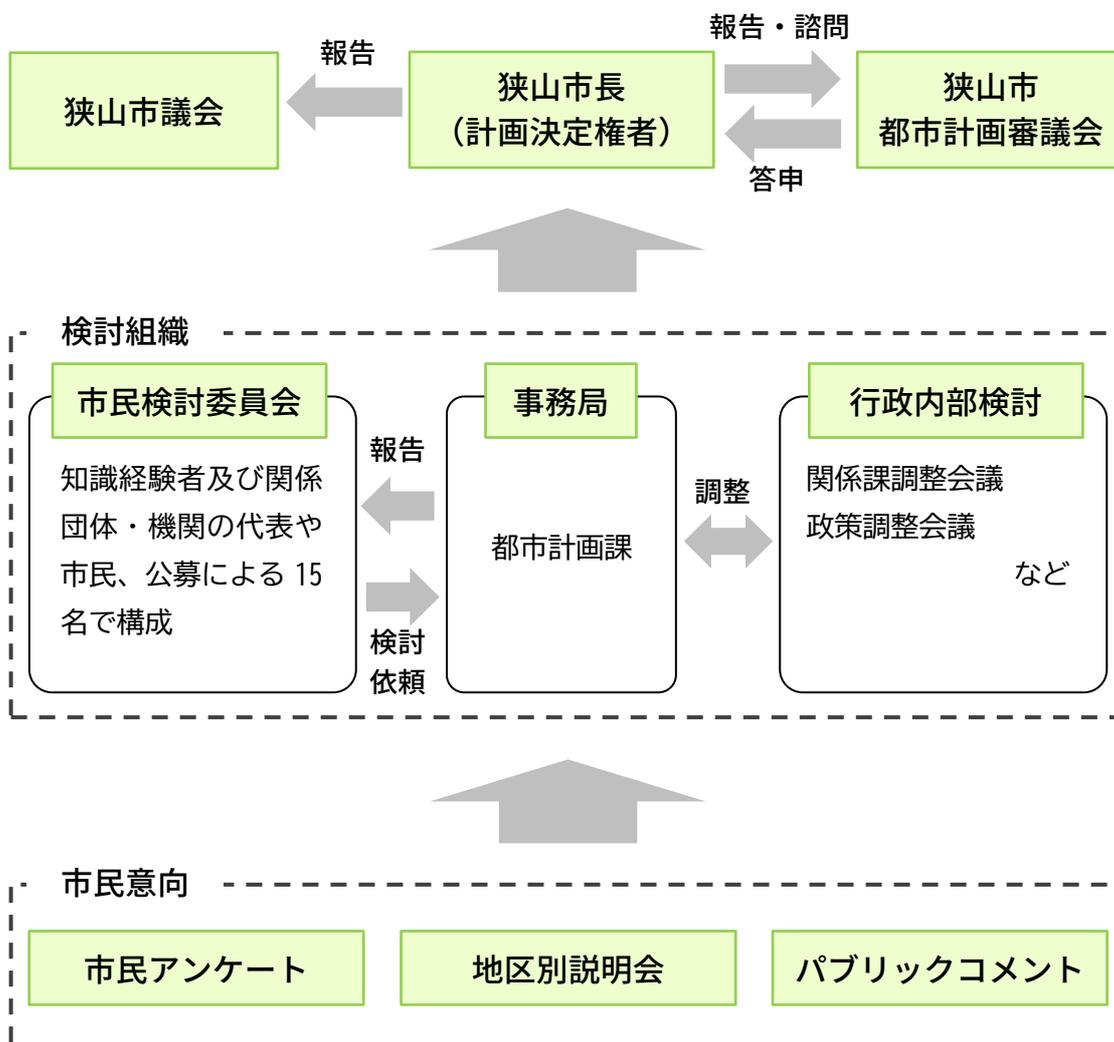
令和2年11月12日付け狭都発第202号の諮問については、下記のとおり  
です。

## 記

- 1 賛否の別 賛 成
- 2 意見の要旨 異議なし

## 2. 策定体制

### 策定体制



# 3. 策定経過

	事務局	市民参加	庁内調整
平成30年度	<p><b>都市計画審議会 第1回報告</b> H30.8.10 ・策定方針</p> <p><b>市議会(建設環境委員会協議会) 第1回報告</b> H30.8.10 ・策定方針</p>	<p><b>市民アンケート</b> H30.11/7~30</p> <p><b>第1回市民検討委員会</b> H31.3.25 ・計画の趣旨、策定方針 ほか</p>	<p><b>第1回政策調整会議</b> H31.3.11 ・策定方針 ほか</p>
令和元年度	<p><b>都市計画審議会 第2回報告</b> R1.8.20 ・進捗状況</p> <p><b>市議会(建設環境委員会協議会) 第2回報告</b> R1.8.21 ・進捗状況</p>	<p><b>第2回市民検討委員会</b> R1.5.10 ・市全体、各地区の課題 ・課題への対応の方向性</p> <p><b>第3回市民検討委員会</b> R1.6.3 ・都市整備の分野別方針検討</p> <p><b>地区別説明会</b> R1.9.24~10/10 ・将来のまちづくりの方向性 ・各地区の課題 ほか</p>	<p><b>関係課調整会議</b> R1.5.31 ・都市計画における課題</p> <p><b>全体構想検討会議(全5回)</b> R1.12.18~ R2.4.13 ・全体構想の検討</p>
令和2年度	<p><b>都市計画審議会 第3回報告</b> R2.6.1 ・全体構想について</p> <p><b>市議会(建設環境委員会協議会) 第3回報告</b> R2.6.10 ・全体構想について</p> <p><b>都市計画審議会 第4回報告</b> R2.8.27 ・素案について</p> <p><b>市議会(建設環境委員会協議会) 第4回報告</b> R2.9.7 ・素案について</p> <p><b>都市計画審議会 諮問</b> R2.11.12 ・計画案について</p> <p><b>市議会(建設環境委員会協議会) 第5回報告</b> R2.11.17 ・計画案について</p> <p><b>第2次狭山市都市計画マスタープランの策定</b> R2.12.22</p>	<p><b>第4回市民検討委員会</b> R2.4.21~30 ・全体構想について ほか ※書面開催</p> <p><b>第5回市民検討委員会</b> R2.7.1~17 ・地区別構想について ※書面開催</p> <p><b>第6回市民検討委員会</b> R2.7.27 ・素案について</p> <p><b>パブリックコメント</b> R2.9.14~10.14</p>	<p><b>第2回政策調整会議</b> R2.4.28~5.8 ・全体構想について ほか</p> <p><b>第3回政策調整会議</b> R2.8.5 ・素案について</p> <p><b>政策会議</b> R2.8.21 ・素案について</p> <p><b>庁議</b> R2.11.25 ・計画案について</p>

## 4. 用語の解説

	用語	解説
あ行	いっ水被害	川などの水があふれ出ること。
	延焼遮断機能	市街地火災の延焼を阻止する機能。
	屋外広告物	屋外の看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板などの広告物。
か行	核家族化	夫婦とその未婚の子どもからなる家族。
	既存ストック施設	整備された道路、公園、公営住宅、官庁施設、下水道などの社会資本。
	逆線引き地区	市街化区域から市街化調整区域に変更された地区。
	緊急輸送道路	災害時に緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。
	区域区分	市内を市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。
	建築協定	建築基準法に基づき土地所有者などが自主的に定められる建物の建て方などに関するルール。
	交通空白地域	バス停や鉄道駅などの公共交通から離れた、公共交通を利用しづらい地域。
	交流人口	観光者などの一時的・短期滞在からなる人口。
	国土強靱化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、強さとしなやかさを備えた国土、経済社会システム。
	コミュニティ	同じ地域に居住し、深く結びついている人々の集まり。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるために重要な、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。
さ行	狭山市総合計画	長期的な展望に立って狭山市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したもの。
	市街化区域	都市計画法に基づき定める市街化を図る区域で、すでに又は概ね10年以内に計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。
	市街地再開発事業	都市再開発法に基づく事業で、密集した木造建築物を共同化しながら、あわせて駅前広場やオープンスペースなどを確保することで、安全で快適な空間を生み出す事業。
	施設の長寿命化・更新・統廃合	「長寿命化」適切な維持管理により施設の状態を良好に保ち、耐用年数を延ばすこと。 「更新」耐用年数を経過した施設が、必要な機能を確保するよう施設全体を作り替えること。 「統廃合」同じ機能、似た機能を持つ複数施設を集約したり、廃止・除却して数を減らすこと。

	用語	解説
さ行	社会資本のストック効果	整備された道路や橋などの社会資本から得られる効果。例えば、道路整備による移動時間の短縮や、堤防の整備による水害リスクの低減、公園の整備による生活環境の改善などといった効果がある。
	斜面林／斜面緑地	入間川両岸の低地と、入間台地、武蔵野台地を結ぶ斜面に広がる自然環境。
	省CO <sub>2</sub> 型の持続可能な都市	温室効果ガスの1つであるCO <sub>2</sub> の排出量や有限である天然資源の消費を減らして、再生可能エネルギーなどの再使用・再資源化可能な資源の利用を推進する社会。
	自然的土地利用	農地、山林、水面、河川敷などの自然地。
	持続可能な都市(まちづくり)	人口減少社会において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者や子育て世代が将来にわたって安心・快適に暮らせる都市環境。
	生産緑地	市街化区域内において、公害や災害の防止、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、農林業と調和のとれた良好な都市環境の形成を図るため指定された土地。
た行	地域公共交通	鉄道、バス、タクシー、コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送など、地域の人々が利用する交通機関。
	地域コミュニティ交通	自治体主導によるコミュニティバスやデマンド交通などの公共交通機関。
	地域資源	地域づくりに活用されている資源であり、伝統的な街並み、歴史や文化、小説、祭り等の行事、地元の産業や産物といったものに加え、地域の普段の生活や地形等の自然条件、気風、おもてなしの心など、多種多様な有形無形のものがある。
	地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な建物の建て方や街並みのルールなどを定める、地区レベルの都市計画。
	低未利用地	空き地や空き家などの土地。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービス。
	道路後退	建築基準法などに基づく通行空間を確保する取り組み。
	都市計画法第34条第12号区域	市が定める条例により、市街化調整区域において区域、目的、予定建築物の用途を定めて開発許可することができる区域。
	都市のスポンジ化	都市において小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生することでスポンジのような穴だらけの状態になること。
	土地区画整理事業	土地の所有者から道路・公園等の公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供してもらう減歩制度と、従前宅地の権利を新しい宅地に置き換える換地処分によって、土地の区画形質を整え、宅地の利用増進を図る事業。
	土地利用転換	例えば農地や住宅を店舗や事務所、工場に建て替えるなど、土地の利用方法を変更すること。

	用語	解説
な行	農業振興地域内農用地	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項に基づき指定されている区域である「農業振興地域」内に、同法第8条に基づき市町村が定める区域で、農業上の利用を図るべき土地として他の土地利用への転用が原則禁止されている。
は行	バリアフリー	高齢者・障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
	フィーダー(支線)交通	地域間を結ぶ幹線公共交通と接続して、支線として運行している地域公共交通。
	防火・準防火地域	建築密度の高い市街地において、火災の危険を防ぐことを目的として定める地域。防火地域は、主に商業地などで建築物が密集した火災危険率の高い市街地に指定され、準防火地域は、防火地域に準じる地域に指定される。指定されると、建物の階数や延べ面積などに応じ、耐火建築物や準耐火建築物といった、火災に強い構造で建築する必要がある。
や行	屋敷林	季節風や台風から農地・宅地を守るため、屋敷周りに設けられた樹木。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
	用途地域	住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類ある。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。
ら行	立地適正化	都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の立地誘導により、コンパクトシティ形成を推進するもの。
	緑化率	敷地面積に対する緑地や環境施設の面積の割合。
	レクリエーション	多様な余暇活動や健康増進活動。
	緑地保全区域	都市緑地法第5条に基づき定められる、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。
A	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
I	I C T	Information & Communications Technology の略。情報通信技術。
N	N P O	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
S	S D G s	2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。17のゴール(目標)とその下位目標である169のターゲットから構成される。「誰一人取り残さない(no one left behind)」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための目標が掲げられている。